

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部>

開催日時 平成26年9月30日(火) 10:03~11:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

安井 宏一 委員長  
中村 昭 副委員長  
田中 惟允 委員  
森山 賀文 委員  
宮本 次郎 委員  
上田 悟 委員  
荻田 義雄 委員  
高柳 忠夫 委員  
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事  
浪越 総務部長  
影山 くらし創造部長兼景観・環境局長  
中 産業・雇用振興部長  
橋本 警察本部長  
柘植 警務部長  
藪内 生活安全部長  
萬谷 刑事部長  
大森 交通部長  
林 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○安井委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を行います。

その他の事項も含めまして、質疑等があれば発言を願います。

なお、理事者の皆さんにおかれましては、委員の質疑に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

それではご発言いただきたいと思います。

**○山本委員** 小規模企業振興基本法の成立を受けて、制度融資について質問いたします。

本年6月に小規模企業振興基本法が成立しました。この法律は、日本全国に景気の好循環を行きわたらせ、地方に強靱な自律的な経済を構築するためには、小規模企業の役割が重要であると。これはきのうもあったように、地方創生には小規模企業の役割が重要であると思っているわけですが、基本原則としては、成長発展のみならず事業の持続的発展を位置づけています。この法律の成立を受けて、県においても小規模企業の持続的発展に役立つ支援策を拡充していく必要があると考えております。小規模企業が日々の事業活動の中で最も苦勞しているのが、私もその経験があるのですが、資金繰りです。それを支援することが小規模企業が持続していける効果的な方法ではないかと思っております。県では、以前より制度融資により、中小企業の資金需要を支援してきたところですが、今回の小規模企業振興基本法の成立を受けて、同法の趣旨を踏まえ、県内の小規模企業に対して制度融資に関する思い切った取り組み、今何か制度融資があると思うのですが、もっと思い切った取り組みが必要であるかどうかをお聞きいたします。

それから、南部振興議員連盟に入っていますけれども、代表質問でなら元気クラブの川口議員が質問された漢方プロジェクトについてです。漢方プロジェクトは南部、東部地域の振興にとって大変重要であると考えますけれども、友人もその中の薬草といいますか、トウキを栽培しているのですが、このトウキの栽培や活用には課題も多いと聞かされています。これらの課題のこれからの克服に向けて、県としては具体的にどのように取り組もうとされているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、私の地元の明日香村ですけれども、明日香村だけに特有の2種地域の買い上げがあります。それに伴って1種地域も含めて、1種地域は県内全域ですけれども、買い入れの状況といいますか、今後の計画、金額的なもの、そういうものの予算の今までの変遷、最近は大変少なくなっていると聞いているのですが、どのような状況になって

いるか聞かせていただきたいと思います。

また、2種地域は買い上げたところを整備します。公園など、2種地域は県の費用で整備するのですが、今年度の整備計画はどこをどのようにされようとしているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、当初予算に組み込まれているくらし創造部のスポーツの振興で、アリーナの整備があります。このアリーナの整備に関してどのような状況になっているのか。また、そのアリーナと同じように、地域トレーニングセンターも計画されていると聞いているのですが、それもどのような状況になっているのか。これらの施設とは別に、一般質問でもありましたけれども、トップアスリートの育成も予算化されています。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてトップアスリートや指導者の育成、養成法について研究をするところなのですが、2020年に向かってトップアスリートをどのように育成されていこうとされているのかお聞かせ願いたいと思います。

**○大月地域産業課長** 小規模企業振興基本法の成立を受けて制度融資をどうするのかというご質問をいただきました。

平成24年経済センサスによると、県内に所在する小規模企業者数は、約2万8,800社あります。県内の総企業数の87.2%を占めている状態です。県としても小規模企業者は本県経済を支える非常に重要な存在であると認識しており、金融の分野においても、委員がお述べの制度融資や小規模企業等設備導入資金貸付事業など、資金繰りを支えるメニューを準備しているところです。特に平成26年度の制度融資においては、小規模企業者が利用できる資金として、例えば経営強化資金やセーフティーネット対策資金などの19の資金を用意し、その小規模企業者の資金需要に対応しております。また、平成26年度からは、すぐれた事業計画を有すると県が認定した企業について、操業や事業拡大のための資金に係る利子及び保証料を全額県が負担するという、今までにない、委員がお述べの思い切った制度を設けたところです。平成26年度は、これまでに20件の事業計画を認定しました。このうち12件が小規模企業者で、半分以上を小規模企業者にご利用いただいております。県としては、この小規模企業者が本県経済にとって欠かすことのできない重要な存在であるとの認識に立ち、事業の持続的発展を掲げる小規模企業振興基本法の成立の趣旨を尊重し、制度融資が小規模企業者にとってより使いやすくなるよう、有効な資金調達手段となるよう、今後も制度の見直しなどの改善を図っていきたくと考えております。以上です。

**○橋本知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト担当）兼産業・雇用振興部次長**

薬草栽培とその活用に関する課題について、県がどのように取り組んでいるのかを答弁します。

まず、栽培の課題ですが、栽培年数が例えばトウキでは2年、シャクヤクでは4年と、収穫までに時間がかかることや、除草や害虫駆除などに手間がかかって労働時間が長くなってしまいます。また、気候条件に左右されやすく、収量が不安定なことなどがあり、農業経営の面では厳しい状況にあると認識しております。そのため、農業研究開発センターでは、大和トウキの優良品種の育成とともに、省力化や低コスト化及び収量向上を目指し、除草作業などの省力技術、製品技術等の開発や栽培農家への個別技術指導などに取り組んでいます。

このような研究の成果として、育苗方法を工夫することによって、トウキの育苗期間を1年から3カ月に短縮することができたり、また、トウキ、シャクヤクの栽培面積が平成24年度から増加に転じている状況にあります。

次に、薬草の活用面の課題ですが、一つに川上の栽培者が、川下の製薬企業がどのようなものを求めているのか、薬草とか生薬のニーズがわからないという状況。一方、川下の製薬企業にとっては、求める薬草の栽培者がわからないということで、お互いの顔が見えない現状にあります。

2つ目として、医薬品への使用だけでは薬草の活用範囲が限定されることなどが上げられます。このため、県としては、川下の製薬企業のニーズを調査し、栽培者とのマッチングに取り組むとともに、県産生薬を使用した企業の製品開発支援などに取り組んでいるところです。

このような取り組みにより、川下の企業の化粧品メーカーや製薬メーカーと川上の栽培者とのマッチングに一部成功したり、県産生薬を使った美容液、クリームの商品化が行われています。また、産業振興総合センターでは、トウキの葉を使ったお茶やパン、つくねを試作するなど、従来使用していなかったトウキの葉の有効利用を進める研究を行っています。引き続き品質のよい生薬を供給するとともに、薬草を利用した食品の開発や医薬品以外の商品化で幅広く取り組んでいく所存です。以上です。

**○七尾景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱** 歴史的風土保存事業の買い入れについてお答えします。

古都保存法に定める歴史的風土特別保存地区内においては、厳しい行為の制限を受ける

ため、その代償措置として買い入れの制度があります。委員がお述べの明日香村については、全村が買い入れの対象となっております。平成25年度は約1.3ヘクタールを買い入れ、村内の古都買い入れ地累計面積は約62.8ヘクタールとなっております。金額の面ですが、62.8ヘクタールで約90億円となっております。明日香村の2種地域については、約44ヘクタール、61億円となっております。今年度も昨年の11月までに申し入れのあったものは買い入れることで進めているところです。

なお、整備の話ですが、明日香村については、第4次明日香村整備計画に基づき、地元の要請を受けて明日香村とも協議調整しながら進めているところです。平成26年度においては、平成24年3月に撤去した景観阻害物件であったコンクリートプラントの跡地を整備する予定で、駐輪スペースの整備及び桜の植栽などを行い、地元住民の方々や周辺地域を自転車で散策する旅行者に活用していただくこととしております。以上です。

**○塩見スポーツ振興課長** 委員からのご質問が3点ありました。アリーナの整備状況、トレーニングセンター整備の現在の状況、そして、トップアスリート育成についての現在の状況はどうなっているかという点です。

まず1つ目に、地域トレーニングセンターの整備状況です。

地域トレーニングセンター機能整備検討事業については、先ほど委員がお述べの2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、奈良県の競技力の向上、スポーツ医科学の拠点、県民の健康体力づくりの拠点となるようなトレーニングセンターを目指しているところです。現在その基本構想を策定中でして、この策定にあたっては、先般の6月議会に設立をご承認いただいた奈良県トレーニングセンター構想検討委員会を設置し、この委員として、国立スポーツ科学センターのセンター長などのスポーツに非常に造詣の深い学識経験者に就任いただきました。そのトレーニングセンターで強化する強化種目、センター機能、設置場所、医科学サポート体制などを検討していただくことにしております。各委員だけでなく関係機関からの意見聴取や、海外事例などの情報も収集しながら、トップレベルのトレーニングセンターになるように努めていきたいと思っております。

2つ目に、アリーナの整備検討事業です。

アリーナ整備検討事業では、コンサートや国際的なコンベンションなど、多目的な利用が可能なアリーナの整備の調査及び基本構想を策定することとしております。昨年度、県内の既存スポーツ施設が全国大会を開催できるような条件であるのかどうか調査したところ、県内の既存の施設では全国レベルの大会や、スポーツイベントなどができる場所は

ほとんどありませんでした。特にアリーナについては、県内でも代替できる施設がありません。そういう観点から、アリーナについて新設の検討を現在進めているところです。まだこれから進める状況ですので、その中身については決まっておきませんが、ここでもアリーナの機能、場所も含めて検討していきたいと考えております。

3つ目のトップアスリート育成検討事業です。

これは、専門家からの意見聴取により、まずは選手の発掘、あと発育、発達段階ごとにふさわしいトレーニングの狙い、それからそのトレーニングの方法、または、セルフケアや保護者の支援など、将来にわたって自立したトップアスリートを目指すためのプログラム、メソッドを策定していきたいと考えております。以上です。

**○山本委員** 小規模企業者への制度融資ですけれども、今思い切った策をとっているということなので、事前に説明も聞いたのですけれども、きのうも萩田委員が言われた、地方創生のかなめはここにもありますように、中小企業の持続的発展とあるのですけれども、小さいうどん屋さん、ラーメン屋さん、パパママストアも含めて、これは持続的発展というよりも、とにかく継続しないとだめだと。その地域の中から、例えばチェーン店になっていたり、大企業になっていくというのではなしに、この制度融資でずっと続けて潰れないでいくと。潰れないでいくためには金融機関からの借入れが必要ですがけれども、大きな何千万円というのではなしに、改装したり、新規の店を出したりするのも1,000万円程度と思うのです。経験があるのですけれども、昔から、銀行へ行けば借入れの制度は小さいものほど厳しくて、もう本当に貸してくれない。昔南都銀行に300万円貸してくれと言ったが貸してくれなかった。しかし、一方で大きなところには何十億円、何百億円の焦げつきをだしたり、平気で貸すという。そういう時代、今はどうか、あまり銀行とはおつき合いないので知りませんが。そういう面では今の状況を端から聞いていても、やはり少額のお金を借りるのも大変だと。そこで、地方創生で、地方でとにかく発展していこうと、奈良県も制度融資をされているのですけれども。

もう一つ言いたいことは、金額の小さいお金も貸してもらいにくいけれども、期間もこの融資に関しては、信用保証協会もつけて5年とか7年とか、恐らく10年はかなり長い部類の返済期間であると。本当は無利子で長期のお金を貸すぐらいの制度にしてもらったが一番いいわけですがけれども、今の法律によると7年か10年が最長なようなことを言われます。それこそ県にとって思い切った政策として、金利を返すお金よりも、小規模企業者は元金を返すのが大変なのです。月々10万円返すよりも5万円ずつ返したい。それな

らば、本当に経営の内容が持続的に継続ができる。しかし、やはり7年や5年だったら、元金も含めて10万円や思っている20万円、30万円と返していかないといけない。こうなると自分の給料さえも出てこない。もう自転車操業になって、商売をしていても楽しくない。

そこで、今回の地方創生の中で、県の思い切った施策として、幾つかの部類はあるとは聞いているのですけれども、やはり思い切った施策というのは、そういう中小零細企業の事業者に対して長期で、そして月々の返済を少なくするという形で商売の手助け、支援をしていく。その上で、銀行というよりも信用保証協会がもっと後押しすると。返せなくなったら信用保証協会が9割、銀行が1割と、銀行は少ない金額で、信用保証協会が責任をほとんどとらないといけないから、保証するときには大変厳しい状況もあろうかと思うのですけれども、そういう部分を零細企業の人たちに、今までは別として、これから地方創生やそして地方の発展や零細企業のためにやるということになれば、思い切った施策も拡大をしていってもらえればいいのではないかなと。

件数でいけば20件のうち12件は零細企業だということなのですが、そうではなしに、数から言うと90%近くが小規模の零細企業者なのですから、全国でも1%の大企業で99%は中小企業だという中で、地方創生の柱としては、零細企業の事業者が持続的、継続的な事業をしていける手助けをすることが大きな目標になるのではないかと。ここで、この施策をもっと拡充していただきたいと思うのです。その辺の所見を産業・雇用振興部長、何かありましたら、聞かせていただきたいと思うのです。

それと、漢方は今のところトウキなのですよね。だけど、トウキは難しいのです。知合いのNPOの法人の人も檀原市でつくっていますけれども、やはり手間暇がかかる。それこそお金をかけて土地を探したら見返りはゼロ以下か赤字になってしまう。そこへ3年もかけてやらなくては行けないと。消毒はしては行けないということで大変収穫も少なくなると。これが本当に漢方のプロジェクトとして発展していくのかという思いがあります。農業研究開発センターが後押し、研究もして、3年のところを1年3カ月、1年と短期間でできる研究をしていただいて指導もしていただいているのですけれども、これは誰でもみんながつかれるような薬草ではないという思いをしています。

明日香村阿部山で、地元の方がトウキを栽培して化粧品に加工して売っているのですけれども、全くこれは奉仕でもう全然、村の中に住んでまちおこしの一環でやっている、活性化のためにやっているだけで、お金のことを考えたら、到底採算がとれないと聞いて

います。そういう面も含めて、漢方プロジェクトというぐらいですから、トウキだったらトウキでいいですけども、もっと幅広く誰でもがもっとつくって妙味があって売り上げも少し見込めると。最終的にこれを買うのは大手のツムラという一部の会社しか取り扱いができないということで値段は安くたたかれることも含めて、このトウキに県としては、後押しをどのようにこれからもしていこうとされているのか。具体的になかったとしても、漢方プロジェクトを、南部、東部地域の発展のためにやろうということであれば、もう少し意気込みを聞かせていただきたいと思います。

明日香村の土地の買い上げは、県議会に出てからずっと言ってきたことですし、取り組んできたことであります。最近では2年以内に買い上げるということで、いろいろな面で予算措置もしていただいて、今までのように3年、4年待たなくては買い上げられないという順番待ちが大変残っているということではないという点に関しては感謝を申し上げたい。引き続き買い上げに関して、言えることは、ちょっと厳し過ぎるというか、コンサルタントが入って、そして土地の買い上げの申請をするのですけれども、いろいろな面で制度というか、コンサルタントの人に対して、また地主に対して手続上の課題がかなりあるとは聞いているのですけれども、その点はよく指導してあげていただきたいと思います。

その整備に関しては、念願のコンクリートプラントを取り除いて、そして駐輪場になり、そばには亀形石造物の遺跡があります。万葉文化館もそばにありますから、大変多くの観光客が訪れます。今までずっとコンクリートプラントの景観阻害が言われてきましたし、何とか買い上げていただいて早急に整備をして、いい環境をつくっていただきたいと思います。

それから、アリーナと地域トレーニングセンターは形がまだできてないのですけれども、そういう意欲があるということはどこかに建てないといけない。ちょっと忘れたのですけれども、アリーナに関しては、以前に知事はリニアの駅のそばにしようかということをお断りされたと聞いているのですけれども、私は南部の人間でありまして、橿原市からは県立図書館がなくなって奈良市へ来た。まさしくあの地域、橿原市にある陸上競技場、野球場、それから武道館があります。県立体育館もあります。あの周りにトレーニングセンターもできたらということで、地域のトレーニングセンターは橿原市は環境的にも物すごくうってつけのところではないかと思えます。これから候補地はいろいろ出てくると思うのですけれども、こういう機会ですので、強く要望させていただきたい。

それに伴ってアリーナですけど、駅の近くや、交通の便のいいところで考えていくの



が通常的手段だと思うのですけれども、この点においても、今は車社会であり、大阪府からも南阪奈道路や大和高田バイパス、京奈和自動車道路と、道路が完全に整備されてきています。関西圏から南へ行くのに奈良市を通過して行くということもそれは一昔前のことでありますし、南にアリーナがあっても何ら不便ではないというところで、これからまだまだ先のことですけれども、ぜひそういうことも検討していただきたい。そういう中で2020年のオリンピックのトップアスリートを育成するというのも考えていただければいかと。この地域トレーニングセンターとアリーナについては、知事にも要望させていただきたいし、また、知事のご所見もあれば今の思いを総括で聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。何点か所見を聞かせていただきたいと言いましたけれども、よろしく申し上げます。

**○中産業・雇用振興部長** 委員から、小規模企業を振興させるために地方創生という観点でしっかりと支援すべきではないかと、それについての所見はどうかというご質問です。

先ほど、地域産業課長からも答弁したように、小規模企業者は、本県経済にとって欠かすことのできない重要な存在である。これはどういうことかといいますと、地方の雇用といたるところにおいて貢献していただいていると重々認識しております。そういった意味では、委員がおっしゃった、企業の事業が継続する、要するに経営が持続することになるように、制度融資にあたっては、いわゆる使いやすさや企業ニーズを常に把握した上で、決まったからそのまま継続でやるのではなく、どうしたら一番企業にとって使いやすいのかを十分踏まえた対応をしていこうと。一つの例として、事業計画ですぐれたものと認定したら、利子、保証料ゼロと、今までにない画期的なところも平成26年度から取り組んできたところです。そういった意味では、今後とも制度の見直しや改善を常に意識しながら進めていきたいという所見です。以上です。

**○橋本知事公室審議官（漢方のメッカ推進プロジェクト担当）兼産業・雇用振興部次長**

薬草栽培活用についての再質問で、栽培が非常に難しいということについては、先ほど答弁したことを重々認識しております。そういう意味で、農業研究開発センターでは、奈良県農業研究開発中期運営方針の研究の高度化で、漢方を一つの重点課題に取り上げていただいておりますし、それと、研究の拠点という意味では、果樹振興センターを果樹・薬草研究センターということで、南部、東部地域の拠点と位置づけしております。

まずはトウキの栽培を中心に行っているのですけれども、栽培としての推進方策は、いいものをつくってそれをブランド化して中国産に負けない付加価値の高いものをつくってい

こうと考えております。トウキ以外にも、地域に合ったものとして、例えばシャクヤクやサイコなどの栽培を考えていきたいと思っております。

それと、先ほど触れませんでした。薬草の生産振興に係る市町村の取り組みに対しても、県では、例えば市町村が行う実証ほ場の設置や加工品の試作など、新規技術の導入に関する支援もしております。それについて、平成26年度は高取町、明日香村、下市町、葛城市で支援しております。今後は、薬草の栽培技術の研究とその研究の普及、さらにはきめ細かく栽培農家への技術指導についてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○山本委員 産業・雇用振興部長の言っていた意気込みは、ありがたいと思うのですが、中小企業、零細企業だったら誰にでもお金を貸して、そして無利子で長期でということになったら、金だけ借りて潰したりして貸し倒れがいっぱいできるということでは危惧はされると思うのです。そこで、審査に通った県が認めた優良事業者ということが一番みそになってくると思いますので、この審査をしっかりとさせていただき上で、今は20件ということですが、これから先、もっと件数をふやして、そして誰にでも貸すのではなく、きちんとした審査をした上で優良な事業計画をされている方にはもっともっと目を開いて貸してあげていただきたいと要望しておきたいと思っております。トウキに関しては、答弁をいただいたとおりですので、これからも一つ希望を言うならば、朝鮮ニンジンをつくれぬのかと。土地などのいろいろな面でなかなか朝鮮ニンジン、日本では難しそうですけれども、大和トウキが中国に負けないということになれば、一つの例を挙げれば、中国や韓国に負けない朝鮮ニンジンのようなブランドになるトウキにさせていただきように強くお願いしておきたいと思っております。以上です。

○安井委員長 総括で質問するのは。

○山本委員 アリーナと地域トレーニングセンターの知事に対する要望、そして所見があれば聞かせてもらいたい。

○荻田委員 数点質問したいと思っております。

まず、警察本部に対して意見を述べておきたいと思っております。

9月11日、神戸の少女殺人事件に端を発して、この犯人によって非道、残虐な行為がなされました。美玲ちゃんという小学校1年生の方でありました。本当に返す返す残念でならないところであります。ご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

平成16年11月17日、忘れもしませんが、奈良市の富雄において楓ちゃん事

件が起きました。警察本部を中心として各界各層にわたってご心配をおかけしながら、犯人は逮捕できたものの、二度と戻ってこられないという、残忍非道な犯人によって呼び起こされた一つの案件でした。このことから、顧みますと、その折に総務警察委員長をしておった時期ですし、あのときは菱川警察本部長だったと思うのですけれども、ともあれ二度とあってはならないという思いで、きょう一言だけ申し上げたいと思います。

当時、馬場自治連合会長を中心に地域が立ち上がって、そしてさまざまな運動を立ち上げてくれました。その後を継がれた安達会長によって今營々この見守り隊あるいは自主防犯、防災を含めたまちづくりを展開しているわけです。そのことを受けて、警察本部としても、学生諸君にも聞かせたいという思いもあったのでしょう。警察学校で安達会長を招いて、こういった体験談、あるいはまた、今やっている見守り隊について現職の警察官に周知徹底を図られたとお聞きしています。本当に二度とあってはならないという思いで、きょう改めて意見だけしておきたいと思います。

そんな中であって、警察本部長を中心として、県下各署それぞれの環境や地域性が違うと思います。毎日いろいろなお話を聞かせていただく中で、何といたっても出先の警察署長であります。署長がどれだけ民意を酌んでいただけるかにかかっていると思います。こういった中で、奈良署しか今はあまりおつき合いをしていないのですが、精神的困窮者によるいろいろな不安やそういったところを奈良署のことで特に奈良市域のことをお願いすると、該当する交番が、見守りをしていただいたり、メモを入れていただいたり、本当にありがたいことだという思いでいっぱいです。こういった奈良署の事例は、県下各署のそれぞれの署員にも徹底されていると思いますけれども、今後もより一層皆さんの力を合わせて、こういった犯罪を二度と呼び起こさないというこの言葉を肝に銘じていただいて対応方お願いをしたいと意見しておきたいと思います。

それから、平成16年11月から、こういった思いをはせられる自主防犯ボランティア団体、民間の方々に頑張ってもらっています。お聞きしますと、平成25年度末で711団体だそうです。構成員は3万109名だそうです。特にありがたいと思うのは、青色防犯パトロール、これは県下にあると思いますけれども、218団体ですか。車両台数は1,217台だと。特に青色パトロールについては、本当に献身的にご奉仕をいただいている。ガソリン代も何も要らないという中で頑張ってもらっている。この構成員は、現職を卒業してOBになられた署長であったり、現職でやめられて、現場で第一線で頑張られていたお巡りさんを含めて一丸となってお守りいただいている、本当にありがたいこと

だという思いとともに、二度とこういった事案を出さないという思いで、今後も警察本部長を中心にこういったボランティア活動の最前線においでになる方に敬意やそういったことも日々署長から発していただきたいと強くお願いしておきたいと思います。

それでは、本題に入りたいと思います。

今、ホテル誘致が進んでいるようです。10月10日に最終の公募締め切りということで、どのような状況になっているのか、まずお答えください。

それから、知事は、特に高級感あふれるホテルを誘致したいということです。その辺についても、今までと若干ニュアンスが変わってきたという思いはあります。それを聞かせてください。

それから、外国人の観光客、奈良市街地では随分多くなりました。これは本当ありがたいことだという、それぞれの商店街の組合長さん、理事長さんのお話です。県も一生懸命外国人の観光客の誘発にご努力をいただいている影響、あるいは奈良市長をはじめ、そういった方々が行政職として頑張っているおかげかという思いもしておりますが、そんな中で観光客の誘発は、現在どのようになっているのかお答えください。

それから、商店街振興にかかわってですけども、プレミアム商品券は31億5,000万円だったですかね。この商店街振興が本来進むべき道だと思っています。プレミアム商品券も商店街の方々が買って、それをプラスアルファを期待して買い入れをするというのが本来ですけれども、今の形からいってどのような状況になっているのか。代理店、スーパー、百貨店、そんなところで終わってしまっているのではないかとということが私の頭の中にありますので、こういった商店街振興をさらに普及をしていこうという知事の思いとは逆行をしている部分が若干あるのではないかとということをお聞かせください。

それから、企業立地、きのうも歳入の関係で申し上げたけれども、平成19年度から平成25年度まで170社を誘致することができたということでした。さらに法人二税についても、106億円の増収益があったということでした。そのことと裏腹に、企業を誘致する際にそれぞれの特典というか、補助制度なりいろいろなことを県として、あるいはまた雇用促進という意味からも含めて、例えば1社当たり10億円、あるいはどのぐらい出しておられるのか、そういった特例措置というのですか、特典を与えられたと。それがどのぐらいだったのかをまずお聞かせください。

それから、雇用にかかわって、安定した雇用創出という中で、この170社でどのぐらい雇用が進んでいったのかをお聞かせください。

○大西企業立地推進課長 まず、ホテル誘致に関するご質問です。

ホテル事業者のホテル誘致に関して、去る8月29日にホテル事業者の公募を開始しました。9月12日と16日に東京都と奈良県で事業者に向けて公募に関する説明会を開催し、合計で35社、55名の方々にご出席いただいたところです。

今後10月6日から10月10日にかけて、まず1次の参加申し込みの受け付けをします。その後、11月21日の締め切り期限で具体的なホテル申請に関する提案書の受け付けをする予定にしています。これらを順次手続を経て、年内には優先交渉権者となるべくホテル事業者を決定したいと考えております。現在、そちらに向けて積極的に公募事業を進めているところです。

それから、国際級のホテルに関してのお尋ねです。

奈良県にこれまでにないような国際ブランド級のホテルということで、かねてから知事も答弁申し上げているように、当地でこのプロジェクトによって、ホテルを核としてにぎわいと交流の拠点を整備を進めていきたいと。先ほどもありましたように、外国人観光客も多数国内または県内にもお見えいただき、ふえている状況です。当地にも県内外、あるいは国外からも多数お見えいただき、また、当地からまた県下各観光地にもそれぞれ宿泊を伴って観光を進めていただくという形で観光政策の起爆剤、あるいはまた、囲む施設との施設との相乗効果による経済の振興に寄与できればと考えています。

3点目の観光誘致に関してですけれども、先ほど申し上げた外国人観光客も増加傾向にあります。具体的に観光局でいろいろとソフト事業を含め進めておられるかと思いますので、そちらのほうでもまた……。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

あともう1点、企業誘致に関するご質問がありました。

これまで、平成19年から積極的に知事のトップセールスを含め、企業誘致を展開してまいりました。170件の立地件数です。県でまず雇用に関して、立地企業にアンケート調査等を実施し、170件の立地企業のうち131件から調査結果を得ているところです。合計すると、県内で1,869名の雇用が創出されたところです。その内訳ですけれども、正規雇用が1,343名、パート等の非正規雇用が526名でした。引き続き企業ニーズを的確につかみながら積極的に企業誘致を展開してまいりたいと考えております。

企業誘致に関して、インセンティブと申しますか、優遇制度についてですけれども、本県では、補助金制度も平成20年度から創設し、ご利用いただいているところです。平成

20年度から平成25年度の6年間で17社に対して、17億2,900万円余の補助金を交付したところです。今後もこれらの優遇制度もご利用いただきながら積極的に誘致を進めてまいりたいと考えています。以上です。

○前阪産業政策課長 プレミアム商品券についてご報告します。

まず、どの程度、大規模小売店舗と言われているところで販売しているのかですけれども、あすから引きかえが始まるのですが、奈良県内に現在参加店舗が1,830店舗あります。そのうち、大規模小売店舗と言われるものは約300店舗です。それ以外にコンビニエンスストアが150店舗程度あります。それ以外の商店街としては、奈良小西さくら通り商店街、餅飯殿センター街、奈良市東向商店街、東向北商店街で販売ができることになっております。商店街としてではなく、個別の小売店として申し込んでおられるのが約950店舗あり、大規模小売店舗の中でも専門店が約400店舗ですので、大半は個別の店舗となるのではないかと考えております。以上です。

○荻田委員 プレミアム商品券の話がありましたけれども、結果として、商店街振興にかかわっては、今のところは奈良市だけなのですか。だから、シャッター通り、皆閉まると言っているいろいろな地域で対策をやっておられますが、これは商店街でお店を出しておられる方には余りにうまみがないということだそうです。例えば、奈良市商店街振興会に出して、そこでプラスアルファを商店街へ戻すなどの発想があったときはもっとあったようです。今はどうやっておられるのかわからないけれども。これは、県下それぞれの商店街に言えることだと思いますし、こういったことを30億円、31億円という大きなお金の流れがあるのですから、より一層、商店街振興をしっかりとしようというあなたたちの立場も、政策として生かしていくということがあるのでしょうか。だから、どうすれば地域に活性化をもたらしていくことができるのかという二段構えでもいいと思うのですが。現在の状況としてこんな数字であるということをお聞かせいただいて、ここは副知事、どういう思いか感想としてお聞かせください。

企業誘致のお話がありました。17億2,000万円ほどを県として拠出していると。そういった中で、雇用は1,869人と。それぞれ雇用をしっかりと使えるような企業であるのかないのかにもよると思いますけれども、今後京奈和自動車道で、南部地域がますます整備をされると、橿原市、御所市、五條市が一体の企業誘致にもしっかりと取り組んでいただいて、高規格幹線道路ができれば、産業道路としての意味合いをもって京阪神に向けての対応もできると思っております。この辺は前向きに取り組んでいただきますよう要望

しておきたいと思います。

それから、ホテル誘致ですけれど、実は、きのうお手紙をいただきました。へき地振興で本当に一生懸命頑張っているお医者さんからでした。余りいい話ではなかったです。ホテル誘致をそこまでしなくてはならないのかというお手紙をいただきました。しかし、県としては、ホテル客室数から言うと、全国でワースト2と聞いてます。こういった中でとまっていたら、お金を落としていただいて帰っていただくといった施策はよくわかります。奈良は文化財の宝庫でもありますし、さらに高級感あふれるホテルを誘致したいという知事の思いもあります。この辺は見守っていかなくてはならないと思っておりますけれども、県民の皆さんの目線と、知事の見守り目線が若干違っていると思います。この辺だけ指摘しておきたいと思っておりますし、総括で、知事に対してこういった話もしてまいりたいと思っております。答弁は結構です。知事に総括の中でお話します。

それから最後に、奈良県植栽計画を景観・環境局でおやりをいただいて、たしか名勝史跡は大正6年にできたようです。このときに日本では3地区あった。金沢市の兼六園、奈良公園、そして月ヶ瀬梅溪の3つだけだったのです。

こういった中で、月ヶ瀬地区の梅溪、あるいはまた、月ヶ瀬地域の観光行政をより一層育んでいただくという思いで、地域の活性化を念じて、会議に出席させていただきました。春夏秋冬という、四季の色合いの持った花づくり、そしておもてなしの心で観光客をお迎えしたい。そういう意味では、梅溪そのものは一番の頭になりますけれども、これとて3月の時期、そして、4月は桜、そして秋の紅葉、夏は湖畔といったところの連動はしていますけれども、この植栽計画によっていろいろ手法を講じていただいて、そういった事業化をしていただきたいという思いです。事務的に組織を立ち上げられたところですので、七尾景観・環境局次長に、ソフト面、あるいはハード面で、一層のご指導をいただけたらと思っております。この間来ていただいた中で、一つの例ですから、奈良県にはそれぞれのいろいろなブロックで植栽計画がどんどん進んでいる先進的なところもあるでしょうし、これからの奈良県植栽計画として、こういうやり方が一番いいと思うことがあれば答弁ください。

○奥田副知事 委員から、商店街の活性化策についてどう考えるのかを述べよというご質問がありました。

ご案内のとおり、奈良県だけにかかわらず全国的に商店街は、国民生活の消費性向も非常に変わり、それから生活様態も変わりました。いわゆる車中心の世の中になって、郊外

型の大規模店舗が各地域で設置され、そして客足がどんどん商店街から離れていったという現実があります。

そこで、先ほどプレミアム商品券の活用の中でも、県内で消費をできるだけしていただくことを念頭に置いて計画したものですけれども、ご案内のとおり、県外消費の金額は4,000数億円という形で県外に流れており、何とか県内消費を高めていただくことを目的に設置したわけですけれども、もちろん先ほど、産業政策課長の答弁の中にもあったように、個別店舗が中心になってこのプレミアム商品券に参加していただいているのが現実です。

商店街振興というのは、県も全然手をつけないということではありませんが、ただ、以前のように商店街がにぎわうという現状はほぼ望めないのではないかと考えております。そこで県は、これほどこの府県でもやっておることですけれども、個別店舗にしっかりしてもらい、立ち直ってもらい。そしてまた、事業展開もしてもらって、個別店舗に力をつけていただくことが非常に大事なことです。地道な活動ではありますけれども、大和郡山市の商店街や奈良市の商店街といったところで個別店舗が繁盛してもらえるような指導をしているのが現状です。

今後このようなことは地道な活動ですけれども、いろいろな融資制度、それから優遇制度といったものも駆使しながら、商店街の個別店舗の活性化に力を入れていきたいと思えます。

**○七尾景観・環境局次長景観・自然環境課長事務取扱** 委員からお話がありましたように、8月に月ヶ瀬地域の6つの団体の方々や奈良市の観光、景観、それと月ヶ瀬の地域事務所の方々とともに、県からは景観・環境局、県土マネジメント部、そして、ダム湖を管理する水資源のダム事務所、農林部等も参加して勉強会をしたところです。県から植栽計画、なら四季彩りの庭づくりの説明、そして、それに関する支援制度などを説明し、いろいろな方々からいろいろなアイデア等をご提案いただいたところです。それぞれの団体により、まだ目指す方向など違うところもありますが、このような地域の方々からの意見を聞きながら、植栽計画そのものが、あとの維持管理も大切なものですので、地域の方々と協働しながら役割分担をして進めていくことが大事だと認識しております。県としては、地元がもし整理を行っていくという結論に至った場合には、ソフト、ハード両面の支援をしていくつもりです。今後も地元の方々との協議を進めながら進めていくことが植栽計画を進める上での一番重要なことだと思っており、また今後とも進めてまいりたいと思っております。



以上です。

○荻田委員 また、七尾景観・環境局次長のほうでしっかりまたそこだけでなく、いろいろなところで各市町村にも対応していただけたらありがたいと思います。

最後、副知事からご答弁をいただきました。なるほどこの商店街は大和高田市でもどこでもそうですけれども、シャッターが閉まってしまう通りがふえてきたことは否めない事実です。しかしながら、奈良市、特に市街地を中心とする商店街振興、これはもう商店街がしっかりとしたイニシアチブを持って、そして、個々別のこの個人店舗、ここはそういった思いで三条通り、小西通り、東向通り、東向き北、餅飯殿、下御門、一生懸命やるところは商店街という組合員によって構成される場所でしっかりおやりいただいています。しかし、これからはそんなことはなかなか望めないとおっしゃったことに関しては、あなたたちは、特に悪いけれども、商店街をしっかりと振興しましょうというのはかけ声だけなのか。この今の話は聞き捨てならない。ただ、個々に商店街の振興はしっかりとやりますよ。しかし、個々の店舗も中心にしっかりと支えていきますよという話だったらわかる。ところがそういうのは一切望めない、この見通しが無いという回答を聞くと、奈良県下の商店街振興はそんなふうに県は思っていますよということになりかねないと思う。この問題は、総括でも話をしますから、きょうは答弁も結構です。以上です。

○田中委員 通告していないので恐縮ですけれども、きのう地元の方との話し合いの中で出た話題ですので、警察本部にお伺いしたい。一つは、先ほど荻田委員から犯罪の話が出ました。その中で、警察でもある程度社会の動きを把握しておられると思うのですけれども、防犯カメラは民間の施設もありますし、全てが公共のものではないとももちろん思いますけれども、交通の監視を含めた、防犯カメラに相当するものは県下でどのぐらい設置されているのか。全市町村がカバーされているのだろうか、奈良市だけぐらいのことなのだろうか、ほかの市でも交通監視カメラを含め、抑止効果のあるカメラがどの程度、既に設置されているのか実情を教えてくださいたいと思います。

それとあわせて、もう一つの案件は、宇陀市のような地域でありますと、自転車の通行についてのテーマがあります。最近の事故を見ると、高齢の歩行者を自転車が突き飛ばして、それで重症であったり死亡事故であったりということがあるので、宇陀市のようなところだと中学生、高校生は自転車で通学される場合があります。そこで宇陀市のような地域で道路交通法をきちんと遵守するようと言われると、車道を走らなければならないとなるのですが、車道を自転車で走ることは大変危険なものがあります。地

元の方々のお話によりますと、しゃくし定規に、規律を守れということではなしに、ある程度歩道を走ってもいいのではないかという意見もあるので、今後のそういうことに対する方針といたしますか、どうしていこうとお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。もう一つは、国土交通省では自転車の利用を進めるというか、関心を持っておられて、歩道と自転車道との分離、車道と自転車道の分離を盛んにやっているのですが、県土マネジメント部に質問ということではなくて、警察側からそういう動きが奈良県内であるのかどうか教えていただけたらと思います。

車で走っておりますと、ふらふらと自転車に走られると危なくて仕方がないという気持ちを抱くことがあるのです。小学生、中学生、高校生には学校での自転車の利用の仕方についての指導をなさっておられることもわかった上ですが、一般の方々に対しても何か有効な手だてがないものだろうかと思っておりますので、その点についてどうお考えなのかお聞かせいただければありがたいと思います。

**○数内生活安全部長** 街灯防犯カメラの設置状況についてのお尋ねです。県警察が把握している街灯防犯カメラは、昨年末現在で県下で50カ所、339基の運用がなされております。こうした街灯の防犯カメラですけれども、公共空間における犯罪の抑止や被害の未然防止を図る上で効果があるということです。当該地域における犯罪発生状況を踏まえて、地域住民の理解を得て、また、地域住民みずからが設置しておられるところもあり、犯罪抑止に一定の効果을上げていると考えているところです。

なお、県警察が設置主体である防犯カメラですけれども、1カ所、3基でして、平成16年に香芝市内の近鉄五位堂駅の南側エリアに設置をしているところです。交通関係のカメラについては手元に資料がございません。以上です。

**○大森交通部長** 自転車の車道通行の関係です。原則、道路交通法では自転車は車道の左側を通行すると定められておるところでして、一部歩道の幅が広いところについては、公安委員会の規定で自転車も歩道を通行できるとしております。また、子どもや、70歳以上の高齢者については、車道を通行されるのが非常に危険な場合もありますので、例外として歩道を通行しても結構ですと法で定められているところです。

県警察としては、基本的には通学の学生や一般の方について、自転車が通れない歩道については、基本的には道路の左側を通行してくださいと指導しております。

また、一般の方の交通安全教育ですが、自転車利用者の方には免許をお持ちでない方も多くおられますので、交通安全教室、自転車の乗り方教室等の中で、自転車は軽車両に含

まれ、道路の利用の仕方などは既に法律で定められておりますので、それにのっとった安全な乗り方をしていただくように啓発だけではなく、交通安全協会などの関係機関団体とタイアップし、現在、秋の交通安全運動も行われているところですので、それらを契機に、より多くの方にそういう教室を受けていただくようにということで、交通安全教育を実施しているところです。以上です。

○田中委員 自転車専用レーンについては、まだ協議するに至ってないということになるのでしょうか。

それと、もちろん法を守ることは基本的なことですから、車道を走らなければならないことにはなるのですが、田舎の道であればあるほど自動車の制限速度も60キロメートルになり制限スピードいっぱいである走り運転手が多いので、親御さんにしてみると道路を走れと言われても、我が子の安全を守るためには歩道を走れと家庭の中ではそんな話になっているようです。その運用の仕方について、しゃくし定規でせざるを得ないのですか、そうやられるということなののでしょうか。もう一度何かいい方法がないものかどうかお考えいただける余地があるのかなのか、お答えいただければありがたいと思います。

○大森交通部長 委員がお述べのように、奈良県の道路事情は非常に狭いところが特になくなっておりますので、県警察としては、基本には法に定められているとおりの指導を行っておりますけれども、道路管理者に対しては、先ほど答弁をし忘れてまことに恐縮でございました。現在、国土交通省では国道24号のバイパスで、自転車道の整備を進めていただいていると聞いております。しかし、まだ奈良県ではそれ以外で完全に自転車と歩行者を分離する計画は今のところ聞いていないので、県警察としては、路側帯を確保できるところについては、できれば路側帯を広めにとっていただいて、そこを自転車に通っていただくということで進めておりますけれども、なかなか道路幅員、有効幅員の中で路側帯を広くとれるところがそんなに多くありません。特に交通事故が発生したところについては、道路管理者とともに現場点検をして、自転車が安全に通行できるところについては路側帯をなるべく幅広くとるとか、これまで路側帯が引かれてないところには路側帯を引くようお願いして、自転車を含めて、歩行者も歩道が完全に整備されていない場所もありますので、安全対策を進めておるところです。以上です。

○田中委員 どうぞよろしく申し上げます。

それと、交通監視カメラの資料は、できましたら後で結構ですので、どの程度設置されているのかお知らせいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。以上で

す。

○宮本委員 何点か質問したいと思います。通告していましたヘイトスピーチに対しての質問については、本会議でも答弁が出ておりますので、きょうは割愛しまして、2点お聞きしたいと思います。まず1点は、エルトピアの使用許可を連合奈良のみに与えて奈良県労働組合連合会に与えていない問題についてです。

諮第1号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申し立てについて諮問されています。異議申し立ての内容は、奈良県労働組合連合会、通称奈労連が奈良労働会館、通称エルトピアの使用不許可処分の取り消しを求めるものです。この問題は平成10年から毎年出ているものであり、平成12年に裁判になり、これはエルトピア裁判と呼ばれていますが、平成12年3月29日の奈良地方裁判所で労働会館の目的外使用許可の判断は平等になされるべきだと判決が出ております。さらに、県知事においては、連合奈良に対して許可を継続する一方で、原告である奈労連には許可しないという事態が繰り返されるならば、裁量の範囲を逸脱した違法なものと評価すべきとされています。結果的に見ますと、ずっと奈労連が排除されているのは事実であり、多くの県民が認識することになれば、おかしいではないかという声は必ず出てくると思います。これから先どういった話し合いが進められるのか、どういった議論が行われるのかを明らかにしていただきたいと思います。

もう1点は、ホテル誘致についてです。先ほども萩田委員から、知事が繰り返し述べている高級感あふれる国際ブランドホテルが県民の感覚からずれているのではないかという指摘がありましたが、私も全く同感です。このほどホテル募集にあたって、パブリックコメントが行われたということで、16名の方から43件の意見が寄せられたと記者発表されたところです。この記者発表の資料を見ると、おおむね賛同意見だったと評価されていますが、この評価が果たして正しいのかどうかをお聞きしたいと思います。個々の意見を見ると、例えば廉価な宿泊施設をふやすほうが良いという意見や既存施設の改修へ公的支援を行うなど、現状に見合った対策をとるという意見、あるいは既存の宿泊施設を活用して広報や誘客支援に力を入れるべきという意見、これはまちづくりのほうにかかわるかと思うのですが、プールの跡地については児童公園などお金をかけずに安全に楽しめる場所にしたいと、県民の目線から見た率直な意見が寄せられていると受けとめました。これらも全部おおむね賛同と捉えていいのかという思いを持ったので、パブリックコメントに寄せられたこういった県民の率直な意見に対する評価についてお伺いしたいと思います。

○山岡雇用労政課長 委員のご質問で、エルトピア、奈良労働会館の件です。

ご質問の中で訂正というか、平成12年3月29日に奈良地方裁判所の判決内容ですが、お読みいただいた判決の中身をきちんと読みます。奈良県知事においては、連合奈良に対し無条件に許可し、その他の申請者に対しては許可しないという取り扱いを是正し、公正な取り扱いを調整していくべきである。奈良県知事において、将来原告から本件同様の正式な使用許可申請がなされるにもかかわらず、右是正処置を怠ったまま連合奈良には使用許可を継続する一方、原告に対して許可しないという事態が年々繰り返されることがあれば、もはや当該不許可処分は裁量の範囲を逸脱した違法なものと評価すべき余地が生じるということです。余地が生じるというのが抜けているのと、是正処置を怠ったままというのがあります。その中で、平成12年の訴訟に関して奈良地方裁判所において目的外使用を許可するか否かの判断にあたっては、今申し上げたとおりでした。県ではこの判決内容を尊重し、申請手続の明確化と競合した場合の適切な取り扱いを行うために、労働会館目的外使用許可に係る審査要項を平成13年2月に作成し、それ以降それに従って運用しているところです。この審査要項では、事業活動の継続性、安定性、申請者の行う事業が労働者の文化の向上、福利の増進に適應するか、また、労働者の福祉を目的とした団体かどうか等を審査し、なお判定が困難な場合は構成人員、構成員の従事する産業が広く多くの産業にわたっているか、地域組織の状況等を勘案するなどの審査基準を設けており、総合的に判断し決定しています。これまでの使用許可にあたって、連合奈良に許可してきたのは、例えば連合奈良の構成員数は奈労連の5倍、構成員が従事する産業数も2倍であることなどから、多くの労働者、より多くの産業に従事する労働者への影響が大きい連合奈良が労働会館の目的に適應する度合いが高いという判断のもとに許可しており、審査基準に照らして適切に総合的に判断したもので、単に奈労連を排除したものではありません。以上です。

○大西企業立地推進課長 ホテル誘致についてのご質問です。委員がお述べのとおり、さる5月16日から6月13日にかけてパブリックコメントを実施しました。16通で43件のご意見をいただいたところです。さまざまな意見をいただいておりますが、委員がお述べのようなご意見もある中で、特にホテルに関しては、特定の海外のブランドホテル、豪華なホテルも誘致してはどうかというご意見もあったり、また、有名かつモダンな高級感あふれるホテルであるとか、さらにまた、もう一度来てみたいリピーターといえますか、そういったことも確保できるホテル、あるいは京都、大阪にもないような奈良らしいホテルを検討してはどうかという追加的なアイデアも含めた建設的な意見もあります。他方で

は、委員がお述べのとおり、ホテル誘致等とあわせて、既存の宿泊施設の整備、あるいは既存の宿泊施設をもっと充実させるべきではないかというご意見も賜っています。繰り返しのようになりますが、当地においては、国際級のホテルということでかねてから奈良県の観光振興を抜本的に日帰り型から滞在型に変革していくという思いのもとで推し進めている事業ですけれども、こちらのまちづくりの整備により、多くの観光客にお越しいただき、また、県下さまざまな観光地に足を運んでいただける相乗効果を狙った形で突き進めているところです。

また、既存の宿泊施設の整備に関しては、担当課として、ハード整備の面では特に中和、南和地域の宿泊施設の皆様に関して、特に2点ほど総合的に宿泊施設の支援事業にも取り組んでいるところです。1点は老朽化した施設や今後施設規模を拡大される計画に対して県の制度融資をご利用いただき、また、一定期間利子補給補助の支援で資金面での支援をするなどの制度融資を設けているところです。もう1点は、宿泊施設の経営面でもさまざまな経営課題に対しては、公益財団法人地域産業振興センターと連携し、専門家派遣などの取り組みにより、経営課題の解決に向けて経営者の方々に支援をしています。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○宮本委員 雇用労政課長からは、審査要項を定めて、構成員数や、あるいは産業数などで大きな組織である連合奈良を優先していることが述べられたと思います。この審査要項がそう定めると、とにかく一番大きい組織に毎年毎年優先的に使用許可を与えるということになると、結果として2番目以降の組織が排除されることになり公平さを欠くのではないかという意見を持っておるところです。政治の世界で言うと小選挙区制に非常に似た制度ではないかと思うのです。ここは構成員数や産業数の割合に応じて公平な按分をする、あるいは何年かに1度は2番目以降の組織にも対応するなどの双方納得いく話し合いのもとで公正な審査要項がつくられるべきだと改めて思いましたので、これはまた最終日の総括でも意見を述べたいと思いますが、そのような感想を持ちました。

それから、ホテル誘致についてですが、先ほど建設的な意見もあるということで、全てが全て高級感あふれるホテルということで進んでいるわけではないという認識も示されたかと思えますし、また、既存の宿泊施設への支援が制度融資、あるいは経営支援が行われているという紹介がありました。ただし、そういった状況、取り組みを行っていながら、一方で既存の宿泊施設が閉館に追い込まれるという事態もあって、老舗旅館の魚佐旅館なども、猿沢池の一番いいところに立地をしていながら撤退を余儀なくされたということも

あったわけです。一方で宿泊室数が少ないのだと、国際ブランドの高級ホテルだと進めながら、一方で既存の宿泊施設がなくなっていく状態を放置していいのかという思いも強く持ちました。この問題についてはまた午後のまちづくり推進局の審査の中でも意見を申し上げていきたいと思えます。以上です。

○高柳委員 代表質問の続きですけれども、アスベストの関係で公害の担当ということではほかの県に比べてはよくやっているという意識はあるのですけれども、不満はやっぱり持っていて、特に一番大きな問題は、奈良県で環境暴露で、何人死んでいるのですかと。県は何人亡くなっているかをつかんでいますかと言うと、答えられないのです。今までは加害企業がリスク調査ではなしに検診ということで企業のお金でバスを出してその人を病院まで連れていくということをしていたのです。

今はリスク調査ということで環境省が企業のそういう代金まで全部持って検診をしているのです。その結果のデータは、厚生委員会には皆出ていると。環境政策の委員会には出ていると。そうなのですけれども、トータルで5回ほどしているが、市町村別のデータなのか、区の別のということですか、町の中の何キロメートルに何人集積されたということ的加工することすらしていない、データを出さないと。リスク調査に参加をたくさん募っているのですと言うわけです。不安のある方はリスク調査に参加してくださいと言うわけです。リスク調査のデータはひとつも出さない。環境省が出したデータをそのまま横流しするだけ、加工するのはそちらがしなさいということなのです。

そういうことではなしに、今までの5回だったら5回のデータ、マッピングも含めてきちんと出していくことを公害の担当である環境政策課で施策を立てているのかどうか。それでなかったらリスク調査に参加してくださいと言っても、市民はやっただけとわかるわけです。代表質問でもしたように、一般施策の肺がん検診に回そうという動きもあるので、奈良県が熱をもう少し入れないと国のおりになってしまうのではないかという危惧があります。要するにプラークが、その町の100メートル離れたところの集団では何人、こっち側には何人ということも見た目にわかるようなマッピングも含めてデータを、これは違う課との協議という話になるかわからないけれども、公害問題を担当してところが環境政策課だと思っているので質問しています。

もう一つは、子どもの貧困の話です。ワーキングチームの中間取りまとめで主な原因は親の就労だということで、そのところに力を入れてきたと今まで言ってきたし、ひとり親の就労対策も含めてやってこられているということで、どの事業というのがわからないの

で、その事業の実績、すごくつかみにくいとは思いますが、スキルアップした具体的な人数などその辺のところも教えていただけたらと思います。

もう一つは、入国管理法が改正されてもうずいぶんたつと思うのです。教育、医療、福祉の面では、外国人労働者の家族や子どもというところで大きな問題になっていたと。常に思っていたのは、雇っている企業は何かしているのかと。雇っている企業は雇っているだけで丸っぽ得をしているのではないかとずっと思っていたのです。例えばひとり親家庭の実態調査を今度は詳しく調査して、もうすぐまとめるという話です。外国人労働者の生活の実態、もう20年たっているけれど、どこの地域に何人いるかを多分雇用労政課でつかんでいることはないと思います。雇用労政の話をしているのです。労働政策で外国人労働者の実態を把握する必要があるのではないかと。そういう決意でなかったら、子どもの貧困に関してワーキングチームをつくって臨みますと言っていることは、何かうそらしい感じがするのです。教育の場面で外国人の子どもたちの課題というのは常に大きな問題になります。外国人労働者のツケを教育現場がみるというのか、どんな就労をしているのだと。就労実態はどうなんだと。そういうことも含めてつかんだ上で、総合的な子どもの貧困対策を立てないといけないと思います。そういうことも含めて、次の基本計画の中で対応してほしいと思うので、その辺の考え方も含めて答えられる人、答えていただきたいと思います。

**○中川環境政策課長** アスベストのリスク調査のデータの件でお問い合わせがありました。データについて、国に知見を求めている中で、そのようなデータ提供も含めて働きかけていくことも今後検討していきたいと考えます。

もう一つの今後肺がん検診等の中で実施されるのではないかとという質問がありました。これについて、認識していることは、確かに問診に続いて、これまでですとエックス線検査と胸部CT検査を実施してきたと。今後は問診について胸部CT検査による石綿相談を実施するというように制度が変わると聞いております。ただ、胸部CT検査については胸部エックス線検査よりも多くの石綿関連所見を発見できていることがこれまでの健康リスク調査により明らかになっていること。またもう一つ、肺がん検診との連携により、放射線被曝の影響を可能な限り低減することから、検査に伴うリスク等についても調査の参加者に丁寧に説明を行った上で、このように考えられたと聞いております。以上です。

**○中産業・雇用振興部長** 委員からの子どもの貧困対策というテーマにして就労の環境はどうかという内容でご質問いただいております。まず、ひとり親家庭の就労対策、もとも



とこども・女性局でこの事業をしております。産業・雇用振興部でも例えばしごと i センターにサポートセンターなりを設けており、そこに来られたときにはお互いに連携しながら就労についての相談は対応しているところです。

それから、もう 1 点、外国人労働者の実態については、就労ビザ等の関係もあって、これは労働局が具体的に把握されているところです。どういう就労ビザに基づいて就労されているのかは、今後の対策のためにも労働局から数字的な面をいただくなりをお願いしております。

それから、外国人労働の部分で教育への部分についてのお話もありましたけれども、実態の把握ということからまず当たらせていただくと。それについての答弁は今のところできないということでございます。ご了解いただきたいと思っております。

**○高柳委員** アスベストからです。今まで集積したデータのマッピングというのですか、2 回、3 回までの分をまとめて地図上に落とすというのは、担当課で何回かもらっているのです。そういう内容も含めて、具体的な表になって、個人を特定するしないは全く関係なしに、データとしてどういう傾向があるのかを利用したら、その地域の人たちもこのリスク調査はそういう結果を出して教えてくれるものなのだと思うのです。マッピングしたらこの方向には何人プラークのある人がいるというのを集積したらわかるのですよ。1 回ずつ見てもそれは上に上がってこない、見えないと、利用価値がないのです。データがあるからそういうことをあなたたちはわかっているのだから。議員は出してくださいと言わない限り出てこないのです。ずっと出すものだと思うのです。公式の場所で検討しますという話ではない。いつも、もらっています。だから出してほしいと言ったら、常に即出すような体制を職員の中で持ってほしいと思うのです。リスク調査に対する県の意識というのですか、1 回ごとのマッピングしか出てこないのです。全体のものを共有するというリスク調査の意味をもう一度考えてほしいと思っております。

次に、外国人労働者の話というより、子どもの貧困の問題で、就労の問題が一番大事だと中間取りまとめて書かれているのです。質問の仕方が悪かったとは思いますが、ひとり親のことやもっとほかの事業もやっていると思うのです。その事業一つ一つがどんな成果を上げて、成果を上げるときにどんな難しいことがあるのかと。人と人とマンツーマンでやって、就労までつなげるしんどさをこの予算の中でやっていることをこの場所で具体的に言ってほしかったのです。県の中間取りまとめの中で就労が一番大切だとうたっているわけです。胸張って次の基本計画の中、一番大事なところを主張しますと言ったと

きに、県の中で忘れていた分野があるのではないかと。20年たっているけれども、外国人の就労は労働局の問題だと。実態なんてつかまなくていいと。数値ももらえるのだったらもらいます、そんなのと違うでしょう。住んでいる外国人に対して、いろいろなアクセスのやり方があるわけでしょう。それを20年間やってこなかった県の今までのやり方を変えて、子どもの貧困といったら、外国人労働者のほとんどがそう。ニューカマーのほとんどがその領域に入るわけです。そここのところの分野をほっておいて基本計画は立てられませんと言っている。外国人のデータも含めて、どこが言ったらもらえるのか、データがとれない分はやっぱり足で稼いでもらわないといけないと思う。ということこれから一緒につくっていきたいと思いますので、それだけ一緒にやりましょうと言ってもらえたら結構です。

**○中産業・雇用振興部長** 雇用における地域の労働力という中にも外国人の方もそれに対して参画していただき、地域経済の発展に寄与されているのは我々も十分認識しています。今後の対応として、具体的に現状がまずどうかという、委員からも現状把握については足で稼げというお話もしていただき、県としてもまずどういう状況かをつかんだ上で、今後、現状が今の実社会に即応してるのかどうかも含めてしっかりと勉強したいと思います。以上です。

**○安井委員長** ほかにないようですので、これをもってくらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を終わります。

午後1時から再開しますが、午後からは南部東部振興、紀伊半島大水害復旧・復興、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、しばらく休憩します。